

都心ルネサンス景観計画の変更について

景観計画変更理由

都心ルネサンス地区は、水と緑にあふれる「まちの顔」となるまち並み形成を図るため、平成20年8月に景観計画を施行しました。

今回、当該地区の一部において密度の高いまちの拠点となるよう用途地域の見直しがおこなわれることに合わせて、景観計画の変更をおこないます。

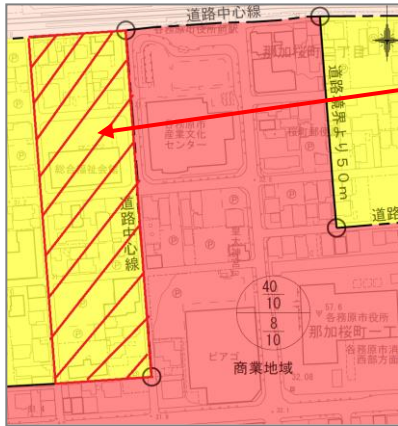
景観計画策定の経緯

事 項	日 時	備 考
景観計画素案に関するワークショップ	平成18年 2月23日 平成18年 6月22日	
景観計画決定に関する説明会	平成19年 7月11日 平成19年 8月21日 平成19年10月19日 平成19年10月21日	
景観計画決定案の縦覧	平成19年12月 7日から 平成19年12月21日まで	
各務原市景観審議会	平成19年12月25日	
各務原市都市計画審議会	平成20年 7月14日	
関係条例/規則の改正		
・各務原市屋外広告物条例	平成20年 6月30日	
・各務原市屋外広告物条例施行規則	平成20年 6月30日	
・各務原市都市景観条例施行規則	平成20年 7月29日	
景観計画 決定・施行	平成20年 8月 1日	

景観計画変更の経緯

事 項	日 時	備 考
景観計画変更案に関する説明会	平成28年 9月 1日 平成29年 1月25日	
景観計画変更案の縦覧	平成29年 5月 8日から 平成29年 5月22日まで	
各務原市都市計画審議会	平成29年 5月30日	
各務原市景観審議会	平成29年 6月12日	
景観計画変更の決定告示 施行	平成29年 6月30日	

用途地域変更箇所



◎行政機能が集積した市の都市拠点として、密度の高いまちへと誘導するため用途地域を変更する

変更前

第1種住居地域 建ぺい率 60% 容積率 200%

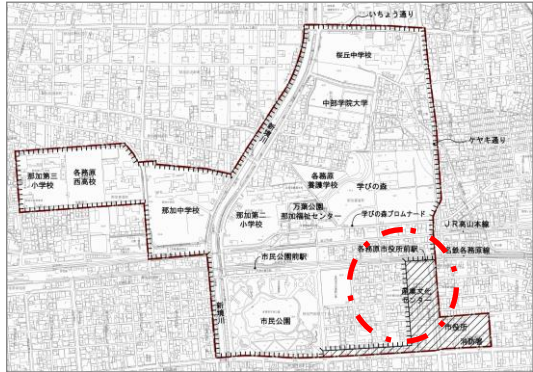
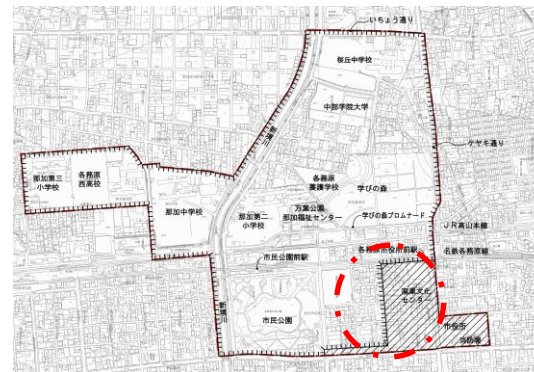
変更後

商業地域 建ぺい率 80% 容積率 400%

景観計画変更箇所

用途地域の変更に伴い、景観計画で関連する箇所の変更を行う。

	変更前	変更後
景観計画区域・区分	<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 住居地区A 住居地区B 商業地区 公共公益施設地区 重点風景地区 	
高さ制限	<p>高さの最高限度</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.3m 2.0m <p>景観計画区域</p>	<p>高さの最高限度</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.3m 2.0m <p>景観計画区域</p>
	<p>商業地域に用途変更された地区について、商業地区（一部公共公益施設地区）の区分に変更する。</p> <p>商業地域に用途変更された地区について、一部の地域で高さ制限を 13m→20m に変更する。</p>	

屋外広告物規制区域		
	<p>商業地域に変更された地区について、屋外広告物規制区域を①→②に変更する。</p>	

項目	風景形成基準
共通事項	<p>広告物の素材及び色彩は、市中心部の緑豊かな周辺環境と調和するものとする。</p>
広告物規制区域①	<p>新たに設置する広告物は自家用のみとし、屋上広告物(塔)の設置を禁止する。 表示面積は一つの事業所で合計10㎡以下とする。</p>
広告物規制区域②	<p>屋上広告物(塔) 個数：1つの建築物につき1個 / 表示面積：20㎡以下 高さ：地表から広告物掲出箇所までの高さの2/3以下</p> <p>壁面広告物 表示面積：1個30㎡以下かつ同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁面面積の1/2以下</p> <p>突出広告物 個数：1壁面につき1個 / 表示面積：1個20㎡以下 下端の高さ：歩道上は地表から2.5m以上、車道上は地表から4.7m以上 道路上への出幅：1m以下</p> <p>※上記以外は、各務原市屋外広告物条例に準ずる。</p>